

2021年1月15日改定

2022年1月17日改定

IEEE EDS Kansai Chapter 運営規約

はじめに

IEEE (The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. 445 Hoes Lane Piscataway, NJ, USA) には部門別の組織である Society と地域別の Regional 組織がある。IEEE EDS Kansai Chapter (以後、EDS Kansai Chapter と記載する) は、Electron Device Society (EDS) に属する日本在住の IEEE 会員のうち、関西、またはその近隣府県在住の会員によって構成される一地方単位組織 (Chapter) であり、IEEE の Regional 組織としては、Region-10 Kansai Section の傘下となる。

第1条 EDS Kansai Chapter 内の組織

EDS Kansai Chapter の活動を活発かつ円滑に運営するために、Chapter 内に下記の Committee を設け、Officer (Chair、Vice Chair、Secretary、Treasurer 各1名) と、実行委員たる Committee Member を置くとともに、運営の潤滑化を図るため若干名の Senior Adviser と Adviser を置く。

(1) Academia Committee

大学／研究所等所属(元所属)の会員から構成され、「関西コロキウムワークショップ」や「International Meeting for Future of Electron Devices, Kansai (以下、IMFEDK)」などの企画、運営を行う。

(2) Industrial Committee

企業等所属(元所属)の会員から構成され、「電子デバイス技術に関連するラウンドテーブルワークショップ」や「IMFEDKにおける Session on Industry Activity」などの企画、運営を行う。

(3) Technical Committee

Academia Committee、Industrial Committee の中から選任されたメンバーで構成され、「関西コロキウムワークショップ」の講演候補の抽出と査読・選考、「IMFEDK」の査読・選考を行う。

「関西コロキウムワークショップ」における Award、また「IMFEDK」の Award の企画・受賞者の選考を行う。





(4) Education Committee

「DL ミーティング」、「技術講演会」の企画、アレンジ等の教育活動と、これを通じた Member 数増加の取り組みなど、Member 全体へのサービス活動を行う。

(5) Publicity & Publication Committee

EDS Kansai Chapter の Website の運営を行う、また EDS News letter 原稿の作成・投稿を行う。また「関西コロキアムワークショップ」「電子デバイス技術に関連するラウンドテーブルワークショップ」「DL ミーティング」「技術講演会」等の各種広報活動を行う。また「IMFEDK」の Call for Paper、その他の広報活動を行う。

(6) Nomination Committee

Fellow や Senior member の指名をはじめとする、Nomination 活動を行う。

(7) 会計監査

前 Secretary が総会で監査報告を行う。なお、「IMFEDK」の会計も含む。

(8) Senior Adviser

EDS Kansai Chapter の事業に大きな貢献を果たした者であり、Chapter の運営に専門的な見地から協力し、Committee の業務を専門的な知識と経験に基づき補佐する。

(9) Adviser

関西、またはその近隣府県に在住し、専門分野において顕著な業績を残され、現在も積極的な学会活動を行われている者であり、EDS Kansai Chapter の運営に専門的な見地から意見を述べ、Chapter 全般の業務のスムーズな運営に協力する。

第 2 条 Kansai Chapter の Member の種類

(1) Member (会員)

IEEE Electron Device Society に属する日本在住の IEEE 会員で、関西、またはその近隣府県に在住のもの。

(2) Committee Member (委員)

関西、またはその近隣府県に在住する Electron Devices の研究開発に携わる研究者、エンジニアの中から、分野ならびに地域を代表して活動するものを Committee Member として選出する。少なくとも Academia Committee、または Industrial Committee のどちらかに属する。

(3) Committee Chair (委員長)、Committee Vice Chair (副委員長)

第 1 条の各 Committee の責任者、副責任者。第 2 条(2)の Committee Member から選出する。





(4) Officer

Chapter を代表して EDS Kansai Chapter の運営を推進するとともに、IEEE 米国本部、日本 Council との連絡報告を行う。IEEE 米国本部に承認された Chapter の公式な (Official) な代表であり、Chair、Vice Chair、Secretary、Treasurer 各 1 名、計 4 名で構成される。

(5) 役員/委員及び役員会/委員会

Officer と Committee Chair、Committee Vice Chair、及びシニアアドバイザーを役員とし、役員会を組織する。委員会は、役員と委員 (Committee Member) で構成する。

第 3 条 総会、役員会および委員会の定義および運営

- (1) 総会は、Chapter 所属の全会員を対象とし、委員会で企画され Chair の承認により年 1 回年度初め (1 月頃) に開催する。また、必要に応じて臨時の総会を開催することができる。総会の目的は、前年度の活動報告及び会計報告を行うことであり、出席者の承認を得ることにより前年度の活動が完了する。また、新年度の活動計画を提案し、了承を得るものとする。
- (2) 役員会は第 2 条(5)の役員により構成され、必要に応じて Chair の要請により開催する。
- (3) 委員会は第 2 条(5)の役員及び委員により構成され、必要に応じて Chair の要請により開催する。

第 4 条 役員を選出

(1) Officer の選出

第 2 条(4)の Chair 及び Vice Chair は、EDS Kansai Chapter の Member の合意の基に選出する。候補者は委員会にて選出し、EDS Kansai Chapter の website 等に 6 週間以上公示された後、総会で承認される。原則として前任の Vice Chair が次期 Chair の候補者となる。また、公示期間中に会員から立候補があった場合は、11 月に臨時総会を開催し、新 Officer の選挙を行う。選挙の方式は、臨時総会出席者および委任状の総数で投票し、上位 2 者の決選投票で決定する。

Secretary と Treasurer は Chair 及び Vice Chair と緊密な連携を必要とするため、Secretary は Chair が、Treasurer は Vice Chair が指名する。

(2) Committee Chair の選出

第 2 条(3)の Committee Chair は Chapter Chair が任命する。





(3) Senior Adviser の選出

第1条(7)の Senior Adviser は、過去に役員を歴任したもののの中から Chapter Chair が任命する。

第5条 Committee Members の選出

第2条(2)の Committee Member は Committee Chair が推薦した中から、Chapter Chair が任命する。

第6条 役員の任期

(1) Officer の任期は1月1日から翌年の12月31日までの2年間とする。

(2) 第2条(3)の Committee Chair および同(2)の Committee Vice Chair の任期は1年とする。ただし、再任は認めるものとする。

第7条 予算の管理

(1) IEEE 米国本部 (The Institute of Electrical and Electronics Engineers, Inc. 445 Hoes Lane Piscataway, NJ, USA) の予算管理ルールに従い管理するものとする。

(2) 予算の管理会計年度は、IEEE 米国本部の指示に従い、1月1日～12月31日までの1年間とし、EDS Kansai Chapter の執り行うすべても行事は、この会計年度に従うものとする。

(3) Treasurer は、毎年度末(12月)に IEEE 米国本部に対して会計報告を行なうとともに、EDS Kansai Chapter 総会(翌1月)において会計報告を行い、予算執行および管理内容の承認を得るものとする。

(4) 会計監査

前 Secretary が総会で報告。なお、「IMFEDK」の会計も含む。



第8条 International Meeting for Future of Electron Devices, Kansai (「IMFEDK」)

- (1) 「IMFEDK」は、EDS Kansai Chapter が主催する先端電子デバイス・プロセス及びその評価・解析に関する国際会議であり、特に若手研究者や学生会員の育成に重点を置き、メンバーが存分に議論・活躍できる場として位置付けている。
- (2) 「IMFEDK」を主催するに当たり、Kansai Chapter の Academia Committee Chair が General Chair (実行委員長) となって実行委員会を組織し、IEEE 米国本部の規定する Policy に沿って国際会議の運営を行なう。
- (3) 「IMFEDK」実行委員会として、Conference Chair、Secretary、Treasurer を設置してそれぞれ Kansai Chapter の Chair、Secretary、Treasurer が当たると共に、Program Committee を設置し Chair として Kansai Chapter の Academia Committee Vice Chair が当たる。また、Program Committee Vice Chair として Kansai Chapter の Industrial Committee Chair と Technical Committee Chair が当たる。また、Local arrangement and management を設置し、担当1名を置く。
- (4) 国際会議を運営するために、IEEE 米国本部の規定する Policy に従い、本国際会議専用の銀行口座を開設し、各年度毎に IMFEDK の運営に関わる費用の収支を明確にする。本口座の管理は、当該年度の EDS Kansai Chapter のオフィサーと連携しながら IMFEDK の実行委員会の Treasurer が行なうものとする。

第9条 運営規約の改定

- (1) 運営規約は、IEEE 米国本部の Policy に従って、具体的な運営のルールを定めるものとする。
- (2) IEEE Policy の見直しや実際の運営に当たって必要な運営規約の改定は、委員会にて審議の上、過半数の賛成により可能とする。

| | | |
|------------|-------------------------------|-------|
| 2021年1月15日 | EDS Kansai Chapter Chair | 渡辺 博文 |
| | EDS Kansai Chapter Vice Chair | 木村 睦 |
| | EDS Kansai Chapter Secretary | 安藤 友一 |
| | EDS Kansai Chapter Treasurer | 上沼 睦典 |
| 2022年1月17日 | EDS Kansai Chapter Secretary | 安藤 友一 |

第6条(2) Committee Member → Committee Vice Chair

以上

